

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号

新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

数字目標 「ポーラレディ 頂点のマネジメント力」本庄清（講談社）。本庄さんはポーラ化粧品販売のトップ、大阪のおばちゃんです。本庄さんは夢を現実にするための計算をします。数字は、無理やりな数字はダメ。前のめりは失敗の元です。例えば、60歳で億万長者になるのが夢なら、50歳までにいくら持っていることが必要なのか、40歳なら、30歳ならと具体的に計算します。大事なのは、信じられる数字で計算すること。夢への緻密な計算をするのは正月3が日が良い。11月くらいから、1年を振り返って未来を考え、本気で自分が成し得たいことや、夢を考えメモをする。年末が過ぎ静かになった3が日に「書く」のが大事です。

税務 ミニガイド

国税庁がまとめた平成27年度におけるe-Taxの利用状況によると、利用合計数は2,677万7,157件となり、前年度比0.9%減となっています。

項目別では、所得税が約950万件、法人税が約196万件、給与所得の源泉徴収票等が約190万件などとなっています。



ヒントヒント



雪降る里山(新潟)

鎌形 久／オアシス

年末調整における 社会保険料控除

東京都千代田区麹町一丁目五番地 電話番号: 03-5201-1100~1103

□社会保険料控除

本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合または給与から控除される場合には、社会保険料控除の対象となります。

□年末調整での適用

給与から控除される社会保険料については、年末調整の際に特に手続きなしで社会保険料控除が適用されます。

給与から控除される社会保険料以外に、直接支払った社会保険料がある場合には、保険料控除申告書により給与の支払者に申告することによって社会保険料控除が適用されることになります。

具体的には、次のようなものが申告対象となります。

①会社が健康保険・厚生年金保険に加入していないため、本人が国民年金保険料、国民健康保険料（税）を支払った場合

②会社を退職後、次の会社に就職するまでの間に、健康保険の任意継続の適用を受け、健康保険料を支払った場合

③同一生計の20歳以上の子供の国民年金保険料を支払った場合

④同一生計の配偶者等（自営業や、パートで健康保険の被扶養者でない人）の国民年金保険料、国民健康保険料（税）を支払った場合

□後期高齢者医療制度の保険料

後期高齢者医療制度の保険料については、公的年金等の支給額が一定以上の場合には年金から天引き（特別徴収）され、特別徴収の対象とならない場合には、納付書で納付（普通徴収）するのが原則です。

特別徴収の場合は、後期高齢者本人の年金から天引きされるため、後期高齢者本人が支払っていることになり、給与の支払いを受ける人の社会保険料控除の対象とはなりません。

普通徴収の場合は、同一生計である給与の支

話のタネ

○体がぽかぽかと温まり、疲れも取れる、冬至のゆず湯。なぜミカンではなくゆずなのか。「ゆず」と「融通」を引っ掛け、「融通が利くように」との願いを込めたとか。また「冬至」と「湯治」を引っ掛け、寒い冬に風呂で体調を整えようという意味も。端午の節句の菖蒲湯も勝負強い子を願ってのもの。先人のしゃれた願掛けからこうした風習が根づきました。



払いを受ける人が支払っていれば、保険料控除申告書に記載することにより、給与の支払いを受ける人の社会保険料控除の対象となります。

なお、市区町村で手続きをすれば、年金天引きではなく口座振替も可能ですが、後期高齢者本人の口座からの振替ではなく、給与の支払いを受ける人の口座からの振替であれば、保険料控除申告書に記載することにより、同一生計であれば給与の支払いを受ける人の社会保険料控除の対象となります。

□証明書の添付

社会保険料控除については、国民年金保険料、国民年金基金の加入者掛金（国民年金保険料等）に限り、日本年金機構（厚生労働省）または国民年金基金連合会が発行する証明書の添付（提示）が必要となります。

□未払・前納等の場合

社会保険料控除の適用を受けるためには、その年の1月1日から12月31日までの間に実際に社会保険料を支払っている必要があり、たとえその年分のものであっても未払の場合には、控除を受けることができません。

逆に、過去の年分の社会保険料であっても、その年に実際に支払っていれば、その年の社会保険料控除の対象となります。

貸倒損失を考える

現状の経済情勢のもとでも不良債権の存在は、法人経営の場合も個人経営の場合でも、事業を行っていく上で頭を悩ませる問題です。

今回は、法人税通達を参考にしつつ貸倒損失について考えてみたいと思います。

(1)考え方・根拠規定

会社が抱えている不良債権が貸倒損失として損金の額に算入できるかどうかの判定は、すべて個別事例となります。さらにその根拠規定は、法人税法の所得金額を計算する通則のなかで規定されています。具体的には「その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものと損金の額に算入する。」と示しており、いかにも抽象的表現に留まっています。

(2)通達の位置付けと考え方

もともと通達は、国税庁長官が職員に示した

行政上の指令でしかありません。貸倒損失に該当する事実を国税庁の立場から例示していますが、あくまで法律ではありません。しかし、納税者にとっては、大いに参考にすべき例示となります。

よって具体的には、国税庁による貸倒損失の事実を確認するものとして次のような取扱いがあります。①法律的な債権の消滅によるもの、②全額回収不能が明らかな場合、③取引停止後一定期間弁済がない場合、などです。

(3)全額回収不能の根拠と考え方

もともと貸付金や売掛金のような金銭債権は、評価損が認められない資産であるとの規定があります。従って、部分的な貸倒損失は認められません。よって、貸倒損失を計上するためにはその事業年度末において、その全額が回収不能の状態になっていることが絶対的な条件となってきます。

従って、不良債権を分割払いに切り替え、その後数か月間の支払い滞り程度の状況位いでは、貸倒損失の計上は難しいといえます。

ナマの税務相談室

Q 今日は。今年も12月の声を聞きますと身が引き締まる思いです。

申告期限まで14日と迫った今日まであと一歩のところです。折り合はず、年明けて申告できればと思っています。相続人は母と姉と私の3人です。期限後申告になると思いますが、配偶者の税額軽減とか、小規模宅地の評価減問題とか、気になる点をお聞きしたくて本日お伺いいたしました。よろしくご指導ください。

A そうですか、やはり財産の分配はお互いの思い入れや価値観がありますから、簡単に纏まりませんね。でも、あと一歩のところまで来ているのですから頑張りましょう。

Q 配偶者の相続税の税額軽減は期限内申告が原則と聞いていますが、期限後では認められないのでしょうか？

A 原則は期限内申告が条件ですが、申告書の提出期限から3年以内に分割された財

狭いようで

広くもある税法道

産については計算の基礎に含まれると相続税法19条の2の2項但し書きに規定されていますので、安心してください。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例については如何ですか？基本的には配偶者に対する相続税額の軽減の適用の場合と同様であり、期限内申告書の提出期限後3年以内に分割された特例対象宅地については特例の対象となります。それには、期限後申告書に必要な事項を記載し、一定の書類を添付することにより、特例の適用を受けることができます。（措法69の4、措規23の2）本日、伺ったところでは近々お話を纏まりそうですが、万一の事もありますから「3年以内の分割見込書」を期限後申告の際に提出しておいてください。

Q いろいろとご指導いただきまして有難うございました。

ナマの税務相談室

節税したらその手法を報告しないと罰せられる

節 税策を実行したら、そのスキームを税務当局に報告すべしとの制度が次の税制改正で立法化されるようです。

実 施は2018年度からで、報告義務違反には罰則があり、節税策を作る税理士や節税策の提供を受ける企業が報告義務の対象になり、報告義務の有る税理士は顧客企業のリストの提出も求められます。

報 道によると、①節税策提供に対する割高な報酬がある、②提供節税策について他言無用の守秘義務が約されている、③1年間で億円単位の損失を意図的に作り出している、というような3つの基準のどれかに該当すると報告義務の対象になります。

自 分の作戦を相手に告げてからゲームをするようなもので、誰がまともに報告に応じるのだろうと、不思議でした

が、米国や英国、カナダなどいくつかの国ではすでにこの情報開示制度は導入済みで、日本は一歩遅れている、のだそうです。米国での情報開示制度は1984年で、英国では1998年、カナダでは1988年に、導入されています。

報 告の対象となるのは、英語ではTax Avoidanceと言われるもので、米語ではAbusive Tax Shelterと言われます。日本語の訳では、過度な租税回避行為となります。ただし、米国はEUから1.5兆円追徴されたアップルも、英国に26億円の自主納税

をしたスタバも、その他のグローバル多国籍企業も米国で租税回避策開示義務を負っていないので、これらの企業の行為は、報告義務のない節税をしているだけのようで、情報開示制度があっても、どれほどの実効性を伴っているのか、疑わしい限りです。

他 方、租税回避という用語には合意された定義がないと言われており、専門家によって販売される高度なスキームは経済的実質を盛り込んだ自然な取引の様相を持ち、税務当局としても過度な租税回避商品を通常の税務調査で見つけることが、かなり困難と認識するに至っているようです。

創 設予定の租税回避策開示制度が税務行政当局の調査能力の限界をカバーし、法の不備部分を早期に明らかにすることに資するものになるものか注目するところです。

プロセスは「人マネ」でも、結果が新しいものであれば、それは立派な「創造」なのだ。

7日 大雪、
21日 冬至。
お歳暮等々忙しい月です。
「行く年や猫うづくまる
膝の上 漱石」吾輩は猫である
のモデルは、漱石の愛猫だそうです。



(作家 小泉十三)

12月の税務メモ

—(国 税)—

- 11月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 10月決算法人の確定申告
- 29年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

—(地方税)—

- | | |
|--|---|
| 12日
(翌年)
1月4日
(本年最終の給与支払日まで
地方条例による) | ○11月分個人住民税特別徴収分の納付
(特例適用者は6か月分)
○10月決算法人の確定申告
○29年4月決算法人の中間(予定)申告
○固定資産税、都市計画税の納付 |
|--|---|

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。